

平成 2 5 年 度 第 2 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	平成 2 6 年 3 月 2 7 日 (木)
		午後 4 時 3 0 分
場	所	大阪市役所本庁舎 P 1 階 共通会議室

平成 2 5 年度第 2 回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成 2 6 年 3 月 2 7 日 (木) 午後 4 時 3 0 分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P 1 階 共通会議室

○議 題 議第203号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」
議第202号「大阪都市計画公園及び大阪都市計画緑地の変更について」

○出席委員 2 4 名 (欠は欠席者)

会 長	角 野 幸 博	委 員	辻 義 隆
会長職務代理者	欠 橋 爪 紳 也		八 尾 進
委 員	飯 田 克 弘		田 辺 信 広
	石 田 佐恵子		山 下 昌 彦
	梅 宮 典 子		守 島 正
	大久保 規 子		梅 園 周
	加 賀 有津子		片 山 一 歩
	嘉 名 光 市		西 徳 人
	上甫木 昭 春		小 笹 正 博
	欠 正 司 健 一		船 場 太 郎
	欠 塚 口 博 司		足 高 將 司
	欠 長 尾 謙 吉		高 野 伸 生
	欠 中 川 大		田 中 ひろき
	長 町 志 穂		尾 上 康 雄
	花 川 典 子		

○臨時委員 1 名 川 上 隆 (議第203号)

開会 午後 4 時 3 1 分

○幹事（寺本）　ただ今より平成25年度第2回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、また時間の遅いところ申しわけございません。ご参集いただきましてありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております大阪市都市計画局計画部都市計画課長の寺本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申しあげさせていただきます。携帯電話等電源をお切りいただきますかマナーモードに設定をしていただきまして、審議の妨げにならないようご協力のほどよろしくお願いいたします。

最初に、前回の審議会以降委員の交代がございましたので、ご紹介をさせていただきます。大阪市会議員、高野委員でございます。

また、本日臨時委員といたしまして、議第203号に関しまして、大阪府都市整備部総合計画課長の川上隆様にご出席をいただいております。

それでは、審議に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず、テーブルに置かせていただいておりますが、上から順に「会議次第」、「委員名簿」。次に、本日ご審議いただきます内容の議案書等でございますが、まず1冊目、議第202号「大阪都市計画公園及び大阪都市計画緑地の変更について」、本議案に関連しまして議第202号「大阪都市計画公園及び大阪都市計画緑地の変更」に対する意見書の要旨がございます。議案書の2冊目といたしまして、議第203号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、さらに本議案に関連します議第203号参考資料がございます。さらに、報告案件に関する資料といたしまして、報告資料「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について東部大阪都市計画道路の変更について」というものがございます。以上7点でございます。

また、委員の皆様のお手元には参考資料といたしまして大阪市の都市計画の図面類等を掲載しております大阪市の都市計画というパンフレットを本日置かせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会につきましては、議第202号につきましては委員29人中24人の委員の方々が、議第203号につきましては臨時委員を含めまして30人中25人の委員の方がそれぞれご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本審議会が有効に成立してい

ることをご報告させていただきます。

以降の進行につきましては角野会長にお願いしたいと思います。

○角野会長 それでは、議事に入ります前に本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定により、長町委員と八尾委員にお願いしたいと思います。

それでは、会議が円滑に進行しますよう委員の皆様ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第202号「大阪都市計画公園及び大阪都市計画緑地の変更について」、議第203号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」でございます。

議事の都合上、臨時委員にお越しいただいております議第203号から審議してまいります。本議案につきまして幹事から説明を願います。

○幹事（高橋） 幹事をしております高橋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議第203号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」ご説明させていただきます。議案書及び参考資料の内容につきましては前のスクリーンを中心にしてご説明させていただきます。

伏見町三丁目地区は中央区の地下鉄及び京阪の淀屋橋駅に近接した公共交通の利便性が高い地区でございます。当地区の一部を含みます御堂筋沿道では、平成24年度都市計画審議会専門部会におきまして、御堂筋の活性化に関する検討調査を実施し、その最終取りまとめを行いました。これを受けまして、業務機能と上質なにぎわいが調和した大阪を牽引する活力あるビジネスゾーンの形成を図ることを目的に、御堂筋本町北地区地区計画の案を作成いたしまして、昨年8月より縦覧等の都市計画手続きを開始し、本年1月に決定したものでございます。

また、当地区は都市再生緊急整備地域として定められました大阪駅周辺中之島御堂筋周辺地域内に位置しております。今回は都市再生緊急整備地域の地域整備方針にございます国際的な中枢都市機能集積地を形成するという整備目標に向けて、銀行の建替えにあたりまして、業務機能の高度化や建築物の壁面後退部分の歩行者空間の整備、風格あるまちなみの形成、デザインストリートとしての御堂筋のにぎわいの創出を実現するため、また本区域周辺の課題の一つであると考えております地下鉄駅から地上部へのバリアフリー対応の歩行者ネットワークの形成を図るため、伏見町三丁目地区を都市再生特別地区に追加し、都市の再生に貢献しようとするものでございます。

それでは、都市計画案策定に至るまでの主な協議経過をご説明いたします。

平成25年9月に銀行の本部機能を集約・継続するため、都市計画の手法を活用した建替えを検討していきたいとの申し出及び事業計画案の提示を受けまして、協議を行ってまいりました。提示されました事業計画の内容は、区域西側の御堂筋に面する部分で現在本館がごございます部分をA地区、区域東側で現在別館がごございます地区をB地区と区分いたしまして、容積率の最高限度をA地区で1,400%、B地区で1,150%とし、西日本における本部機能の集約化による業務機能の強化に加えまして、本館1階の外壁にショーウィンドーを設置することによるにぎわい機能の導入、地下鉄駅連絡通路接続部のバリアフリー化等による歩行者ネットワークの形成及び防災面、環境面の配慮を前提とした内容でございました。

この点につきまして、御堂筋沿道にふさわしい上質なにぎわい施設の導入や周辺環境整備による歩行者ネットワークの向上といった観点でさらなる公共貢献が必要と判断し、事業者と継続して協議を行うことといたしました。その後、平成25年10月に事業者から修正されました事業計画案の提示がございました。その内容は、本館1階には銀行店舗のほかに御堂筋に面する部分の一部にカフェを設置することによる御堂筋沿道にふさわしい上質なにぎわい機能の導入や、地下鉄淀屋橋駅の改札間にバリアフリー対応の連絡通路の新設整備といった項目が新たに示されました。本市といたしましては、にぎわい機能の導入による御堂筋沿道のにぎわいづくりに寄与するものであること、歩行者の回遊性の向上を寄与するものであることについては評価した上で、御堂筋沿道にふさわしい上質なにぎわい機能の充実についてさらなる検討を求めました。

引き続き事業者との協議を行った結果、平成25年12月に御堂筋沿道にふさわしい上質なにぎわい交流機能を充実させるため、本館の銀行店舗を2階に配置し、1階の御堂筋に面する部分をギャラリーラウンジやカフェとして整備する案が提示されました。この事業計画案につきまして、本市といたしましては、御堂筋沿道における上質なにぎわいづくりや風格あるまちなみの形成、歩行者ネットワークの向上などについて、都市再生や市街地環境の向上に寄与するものと判断し、平成26年1月、御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱、通称御堂筋デザインガイドラインが施行されたことを受けまして、事業者に対し、同要綱に基づくデザイン協議を開始するように指示いたしました。

デザイン協議におきましては、第三者委員会であるデザイン会議からの意見をお聞きした上で、風格と落ち着きのある質の高い外観デザイン、高さ50メートルの軒線の強調、

夜間のライトアップ、低層部における上質なにぎわいの形成のための外観デザインといった観点から、本計画は全体として御堂筋デザインガイドラインに沿って十分配慮がなされていることに加えて、さらに良好なデザイン形成に向けて配慮していくこととの評価でございました。

このデザイン協議を経て、平成26年1月、こういった配慮事項を踏まえまして改めて事業者より事業計画案の提示を受けました。本市といたしましては、当該事業計画案が御堂筋沿道における上質なにぎわいづくりや風格あるまちなみの形成、地下鉄駅改札間通路の新設、連絡通路接続部のバリアフリー整備などの歩行者ネットワークの向上について高く評価し、御堂筋本町北地区地区計画に加え、都市再生緊急整備地域の地域整備方針にも合致することから、容積率の最高限度をA地区で1,400%、B地区で1,150%とすることが妥当であると判断し、都市再生特別地区の都市計画案を作成するに至った次第でございます。

なお、容積率の最高限度につきましては、区域全体の平均では指定容積率831%から1,295%となります。

続きまして、今回計画における具体的な公共貢献要素について説明させていただきます。

まず、にぎわい機能の導入につきましては、御堂筋本町北地区地区計画の主旨に従い、御堂筋沿道にふさわしい上質なにぎわい空間をつくるため、銀行店舗を2階に配置し、本館1階の御堂筋に面する部分にギャラリーラウンジやカフェを設置いたします。本社機能を持つ銀行において1階部分をにぎわい施設として整備し、銀行店舗を2階に配置することはまれなケースでございまして、今後の御堂筋沿道の歩いて楽しめる空間づくりの起爆剤になると考えております。このにぎわい・交流施設のデザイン等につきましては前のスクリーンでお示ししているイメージのとおりでございます。あわせて、御堂筋より東に1街区入ったB地区におきましても、にぎわい空間の形成を図るため、B地区南側の伏見町通りに面する壁面後退部分におきまして、建物外壁面を利用したショーウィンドーを設置し、事業者の所蔵品や地域のまちづくり団体の成果品等の展示を行ってまいります。

次に、歩行者ネットワークの形成につきましてご説明いたします。

計画地は、現在も地区南西角部分において地下鉄駅の南改札と地下連絡通路で接続しておりますが、今回の建替えにあわせてバリアフリーに対応するよう再整備いたします。

この部分につきましては、現在、地下連絡通路への階段のみの接続となっているため、段差解消のためのスロープ通路やエレベーターの新設により、地下鉄淀屋橋駅の南改札から地上までのバリアフリー動線を整備し、地下鉄駅からのアクセス向上を図ります。また、地下鉄駅改札階におきまして、現在は淀屋橋駅の北改札から中改札までしか連絡通路がございませんが、今回新たに南改札につながる通路を整備いたします。以上の整備により、駅ホームから地下通路を経由して地上部分までの複数のバリアフリー動線を確保することが可能となります。さらに、敷地内の壁面後退部分において御堂筋に面する部分ではゆとりある歩行者空間や上質なにぎわいを創出する空間として整備し、御堂筋以外の道路に面する部分では緑とゆとりのある歩行者空間を整備することにより、船場地区など周辺への歩行者の回遊性を高めてまいります。特に、区域南側ではA地区とB地区において、また区域東側においては北側隣接地と合わせましてそれぞれ連続した歩行者空間が確保されるよう、壁面の位置の制限を定めてまいります。

次に、都市景観への配慮につきましては、デザイン会議におきまして、石張りの柱、壁と窓ガラスで構成された風格と落ち着きのある質の高い計画であり、周辺のまちなみと調和が図られていること、外観のライトアップなど夜間景観に配慮されていること、高さ50メートル付近で外観デザインを大きく切りかえることにより軒線の強調が図られていることが今後の御堂筋のスタンダードなデザインになり得るもので積極的な配慮がなされていると評価されており、こうした点から御堂筋デザインガイドラインに沿って十分配慮がなされているとのご意見を専門家から頂戴しております。よって、本計画は御堂筋沿道にふさわしい風格あるまちなみの形成に寄与するものと考えております。

加えまして、災害時の事業継続計画、いわゆるBCP対応をはじめ、備蓄倉庫の設置や、災害時には建物の一部を一時避難場所として開放するなど防災面への配慮や、太陽光や自然換気など建築設備を工夫することによる環境面への配慮を行うこととしております。

続きまして、都市計画案の内容をご説明させていただきます。

今回定めようとしております区域の面積は約0.7ヘクタール、そのうちA地区が0.4ヘクタール、B地区が約0.3ヘクタールという区分になっております。容積率の最高限度につきましては、A地区が指定容積率1,000%のところ1,400%とし、B地区は指定容積率600%のところ1,150%と定めるとともに、容積率の最低限度をそれぞれ指定容積率の1,000%、600%と定めます。また、建ぺい率の最高限度につきましては、A、B地区と

もに80%、建築面積の最低限度につきましては、A地区では2,000平方メートル、B地区では1,500平方メートルと定めます。

次に、高さの最高限度及び壁面の位置の制限につきましては、本年1月に都市計画決定いたしました御堂筋本町北地区地区計画に従い、壁面の連続性と軒線の形成を図るものとしております。具体的には、A地区につきましては高さの最高限度を御堂筋に面する中層部で50メートルと定め、壁面の位置の制限を御堂筋に面する部分においては高さ50メートル以下の部分では4メートル、高さが50メートルを超える部分においてはそこからさらに4メートルと定めることによりまして、御堂筋に面する部分での高さ50メートルの軒線の形成を図ってまいります。このほかに、A地区の最高高さとなる高層部で高さの最高限度を107メートルと定め、壁面の位置の制限につきましては御堂筋以外の道路に面する部分において低層部では2メートル、高層部では3.5メートルと定めております。また、B地区につきましては、御堂筋からの連続性と東西方向への景観の配慮から、区域南側の伏見町通りに面する部分においても中層部の高さの最高限度を50メートルと定めるとともに、壁面の位置の制限を高さ50メートル以下の部分で2メートル、高さ50メートルを超える部分で3.5メートルと定めます。このほかに、B地区の最高高さとなる高層部で高さの最高限度を98メートルと定め、壁面の位置の制限につきましては伏見町通り以外の道路に面する部分において4メートル、5メートルと定め、区域北側の隣接境界線からは1メートルと定めます。

以上が都市再生特別地区伏見町三丁目地区に関する内容でございます。

案の縦覧につきましては平成26年2月21日から3月7日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○角野会長 ただ今幹事より説明のありました議第203号の議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。お願いします。

○尾上委員 市会議員の尾上です。

確認なんですけどね。御堂筋沿道の高さ制限の緩和ということで、この背景としての一般的な考えとして、超高層ビルや高層ビルができないと企業が大阪から離れていくという、こういう考えがあるのかどうか。また、今回1号ビルという形で提案されていますけれども、今後次々と企業がそういう形でかじを切って2号3号と高層化に向かって

くれるのか、こういう見通し多分持っていると思うんですけども、あればその根拠も教えてください。

○角野会長 ただ今の質問につきまして幹事の説明を求めます。

○幹事（寺本） 幹事の寺本でございます。

2点あったかと思いますが、まず1点目の高層化しなければ御堂筋から企業は離れていくのかというお問い合わせでございますが、近年、先ほどもご説明させていただきましたが、企業が御堂筋を再評価する動きが出てきてございます。関西を代表します金融系企業が御堂筋エリアに事務所を集約、拠点化する動き、今回のような計画でございます。また、地元のまちづくり団体からも形態規制の緩和ですとかそういった要望が上がってきているのは事実でございます。このような状況を踏まえまして、御堂筋のブランド力向上につながるような新しい御堂筋をつくり出すということを今回考えていきたいということで、御堂筋の再生というところも考えているところでございます。

また、今後の見通しのお尋ねでございますけれども、現在、12月にご審議賜りました地区計画を施行したところでございます。まだ具体的な建替えというところまではお聞きしておりませんけれども、数件お問い合わせいただいているのは事実でございます。

○角野会長 どうぞ。

○尾上委員 私はこれなかなか難しいと思っているんですけどね。それは別にさておいて、今説明ありました公共貢献の考え方についてお聞きします。この提案ではバリアフリーとか歩行者の利便性の向上を図ることで都市の再生に貢献すると、このようにあるんですけども、公共貢献の基準というのか、ここをわかりやすく説明してもらえませんか。

○角野会長 幹事、お願いします。

○幹事（寺本） 公共貢献の基準ということでございますが、今回の手法が都市再生特別地区ということでとらせていただいております、都市計画法で定めます都市計画運用指針におきましては、冒頭説明させていただきました地域の整備方針にのっとり都市の魅力、あるいは国際競争力を高めるという視点から容積率の緩和をしながら建替えを進めていくと定められているというものでございます。今回の地区につきましては、先ほど説明させていただきましたが、御堂筋にふさわしいにぎわい空間を創出すること、あるいは地下鉄淀屋橋駅のバリアフリー化を図る、あるいは新設の歩行者ネットワークをつくっていただくというようなことも入れていただいておりますし、御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたきのある風格の建築デザインとか夜間のライトアップなんかも景観形成

に寄与すると。あるいは防災環境面での配慮ということを入れていただいております、あわせて銀行の機能のいわゆる集約化、西日本の拠点をつくるということで活性化に資するのではないかとということで評価をさせていただいた。

以上でございます。

○角野会長 尾上委員。

○尾上委員 私の思っている公共貢献の評価というやつでいいますと、やっぱり建物の中に、一つは所有者に帰属するそういう効用ですね。だから、今こういう貢献といった場合、所有者の貢献というのは明らかです。それから、もう一つは市民にとってそうしたら貢献としてどうかという問題で、そういう建物ができたときに、その建物の美しさとかね。御堂筋はそういうところで名前を売っていますので、そういうことを考えますと、公共貢献の、今バリアフリーとかいろいろ交通アクセスとかあったんですけど、根本的なところ。もっと大きな意味で御堂筋の歴史ですね。先人が築き上げてきた美観。そういった問題に対してやっぱりどう貢献するのかというのがね。一番心配するのがやっぱり現在の大阪の経済力から考えると、超高層ビルに建替えていくという経済的な条件が整う企業というのが本当にできるのかと。数棟でこれとどまったら本当にでこぼこのスカイラインになって、いえどこにもあるような普通の都心のまちに御堂筋が成り下がってしまうということだと思うんですよ。だからそういう意味で御堂筋はやっぱり御堂筋らしさとかそういうことを強調することで大阪全体の経済活性化につながる。阿倍野でいえばあべのハルカスがああいう形でね。建つのはいいと思うんですよ。ただ、御堂筋でああいう形で今回のような100メートル台というんですかね、こういうビルがそろえるのかというのは、やっぱり今の段階でいくとちょっと僕は考えにくいなと思っております。こういうビルの景観というんですかね、こういう考え方。もともと100尺で31メートルで、これを1995年やったかね、50メートルに緩和して、まだそれから18年、ことしで19年目か。まだそういう段階なのでね。そう簡単に、まだ50メートルでもきれいには整っておりません。私もあそこ、きのう、おとといも歩いて見ましたけどね。確かに44メートルで歩道から対面を見上げたら上のほうは余り気にならないんです。ところが南北から、道路から見るとでこぼこというのははるかに見えるんです。また、今回建てる107メートル、そういうやつはやっぱり上に、空にぱっと出るのでね。そういう点でのやっぱり強化というか、大阪の価値というか、そういう点で見れば、やっぱり御堂筋は御堂筋らしい、そういうところを守ってほしいなということで、私の意

見を述べて質問を終わります。

○角野会長 ご意見だということで承っておきます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。お願いします。

○八尾委員 市会議員の八尾です。

A地区とB地区の間の道、御堂筋から東に1本入ったところの南北の道、先ほど示していただいたそのところなんですけれども、ここは、ちょっとたまたまきょうその道通ってきたんです。北から南へずっと本町まで。ちょっと気づいたのは、歩道があるところとないところが、特に歩道がないところがたくさんあるなという感じでした。今後、ここの歩道の考え方どう考えていくのか。例えば、ビルをセットバックさせて歩道をつくっていくのかとかいう形で。きょうもたまたま昼休みだったんですけれども、昼休みということで人がごった返しておりました。車もかなり通りにくいような状態だったんですけれども、その歩道の考え方ですね。A地区とB地区の間の御堂筋の東一本の南北の道、本町まで向かう道です。そこをちょっと教えてもらえますか。

○角野会長 幹事、お願いします。

○幹事（寺本） 今、前のほうにスクリーンの図面を、恐らく今委員ご指摘はこの部分だと思います。今回のように建替えにあわせてセットバックをしながら順次、歩行者空間を整えていくという取り組みをしております。また、古くはここ船場建築後退線といいまして、建替えをしていただくときにはそこをセットバックしていただくというのは既に決められてございます。それを連続してやっていくということでこの間もこれからもそのようにしていきたいと思っておりますし、あとまた容積を積む際に総合設計制度がございまして。その場合は前に空地をとったりということでさらにセットバックしていただくというのが、例えば北側の街区ですとかそういったところになりますので、基本的には船場建築後退線の思想に沿って下がっていただくことが基本と思っております。

○八尾委員 そのような形でいいかと思えます。ただ、気になるのは、よく公開空地とかいいながらも歩道としての連続性が保たれていないというのがたまにあるんです。歩道を通っているのに壁があったり看板があったりとか、また車道に出ないといけないとか、そういったこともありますので、その辺も連続性のある歩道の整備を今後お願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○角野会長 はい、西委員。

○西委員 大阪市会の西でございます。

1点だけちょっとお聞きしたい点がございます。今回の特別地区の変更ということでございまして、その理由の条件で先ほども、そのほうで出ていましたけれども、いわゆる上質なにぎわい機能の導入というのが条件的には入っとるわけですが、それで今回カフェなりギャラリーというようなことが出ておりますけれども、こういったことで、これが一つの必要な条件になるのか。また、こういったことが条件になりますとにぎわい施設というのはこういった施設ばかりに増えてくるということは想定されないのか。この点、2点ちょっとお願いしたいんですけれども。

○角野会長 幹事、お願いします。

○幹事（寺本） 今、前のスクリーンにもお示しをさせていただいております。上質なにぎわいといいますのはいわゆるこういったエリアの特性を風格あるビジネス街にということが今回御堂筋のこの北地区のコンセプトでございまして、特に外壁材なんかでもガラスを用いるといった開放感のあるようなものを作って、デザイン性の高いものにしていきたいというのが基本にございます。かつ、にぎわいということで、やはり3時以降シャッターが閉まって誰も通ってないという状況がいかんと我々は思っておりますので、そのこのところを変えていきたいというのが今回の御堂筋の変更でございますので、それに沿った形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○西委員 こういう施設を併設しないと変更を認めないというわけではないということですね。

○幹事（寺本） 一定にぎわい施設を入れていただくというのがこの沿道のコンセプトに入れてございますので、そこを評価してのまちづくりになろうかと思っております。

○西委員 要するに似たような施設ばかりになるということがないのかということを懸念があるんですけれども。他にそういう上質なにぎわいの施設というのはどういうものがあるのかということも含めて、今現時点でわかりますでしょうか。

○幹事（寺本） 今これカフェという形になっておりますけれども、いろいろ文化施設的な機能もあろうかと思っておりますし、そのこのところは多様な施設を考えていきたいなと思っているんですけれども。

○西委員 ひとまず了解いたします。わかりました。ありがとうございます。

○幹事（佐藤） 幹事しております佐藤でございます。

この場合銀行ということもございまして、通常、説明の中にもございましたけれども窓口を1階に設置するというのが基本的な銀行のスタイルというところを、あえて1階の部分に人がフリーに集まれるような空間整備ができないかということで、いろいろ議論させていただいた結果こういう銀行からの提案があったんですけれども、これが一般的ということではなくて、レストランもありますし、あるいは物販というような形でビルによってはブランド物を売るような店も今後出てこようかと思っております、要は少し多様性のあるような1階、2階の展開というものを我々としてはお願いをしたいと思っていますので、これがモデルというよりは、第1号で銀行という建物を今までと違う形で建替えるというようなことで協議させていただいた結果とご理解していただきたいと思います。

○角野会長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

ないようです。それでは、この議第203号につきましてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○角野会長 ご異議があるようでございますので、臨時委員の川上委員を含んだ人数での採決といたします。

議第203号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○角野会長 ありがとうございます。挙手多数でございますので、議第203号議案は原案どおり可決されました。

川上委員、どうもありがとうございます。

続きまして、議第202号につきまして、その内容について幹事から説明を願います。

○幹事(高橋) それでは、続いて議第202号「大阪都市計画公園及び大阪都市計画緑地の変更について」ご説明させていただきます。

議案書の内容及び意見書の要旨につきましては前のスクリーンを中心にしてご説明させていただきます。

昨年12月の本審議会でもご説明しましたように、本市におきましては、大阪府において作成されました「都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方」に沿いまして、今回見直しを実施することといたしました。この「見直しの基本的な考え方」では、大きく

三つのステップで評価していくことにしております。

まず、ステップ1として、ここで公園・緑地の必要性を改めて評価しまして、必要性が高いとなったものについては次のステップ2の代替性の評価を行います。代替性の評価で代替機能がない場合は公園・緑地を存続することとなります。この代替性の評価につきましては、市民の方々が普段身近に利用されております街区公園、近隣公園、地区公園を総称いたします住区基幹公園を例に評価方法を説明いたします。

この住区基幹公園には、それぞれ公園利用者の想定範囲をあらわす誘致圏域というものがございます。例えば、公園種別の中で最も規模の小さい公園で、街区の居住者の利用に供されます街区公園では、図に示すように公園から半径250メートルの同心円の区域を誘致圏域としておりまして、同じ住区基幹公園でも、規模が大きい近隣公園では半径500メートルの区域、地区公園では半径1キロメートルの区域が誘致圏域となります。こうした住区基幹公園の代替性の評価では、対象公園の誘致圏域が周辺の都市公園の誘致圏域でカバーできているかどうかや、対象公園の誘致圏域内において、都市公園、緑道、河川緑地、学校、社寺、墓地など代替できる緑や空間があるかなどを評価します。

次のステップ3では、実現性の評価を実施します。実現性が高いものは都市計画公園・緑地として整備を行うこととし、実現性が低いものは代替施策を検討し、代替施策がある場合は公園・緑地を廃止、代替施策がない場合は存続となります。

この「見直しの基本的な考え方」に沿って、事業未着手の公園・緑地40カ所128ヘクタールを対象に必要性や代替性等の評価を行った結果、都市計画公園・緑地として存続するものが5カ所、区域変更するものが30カ所、廃止するものが5カ所となる見直し素案を昨年7月に作成いたしました。この見直し素案について、昨年の8月1日から9月末までの2カ月間パブリックコメントを実施するとともに、見直し対象がある区などで地元説明会を開催し、素案の周知や素案に関するご意見を市民や地域の方々等に広くお聞きするとともに、議会でのご議論も頂戴してきたところでございます。こうした手続きを経まして、本日の都市計画審議会にお諮りするものでございます。

それでは、廃止します5公園の上新庄公園、中野町公園、古堤橋公園、中宮公園、矢田北公園について、公園番号順に説明いたします。

上新庄公園につきましては東淀川区にあり、昭和49年12月に都市計画決定している面積約0.11ヘクタールの街区公園で、計画区域の全域が未開設となっております。上新庄公園は街区公園ですので、誘致圏域は半径250メートルの距離の範囲となります。本公

園の誘致圏域においては、周辺で既に整備開設しております新庄公園や豊里1号公園、豊里2号公園、また瑞光寺公園の誘致圏域でカバーできることや、上新庄公園の誘致圏域内に市立新庄小学校や豊新小学校、関西大学北陽高校があり、災害時の避難場所や空間が確保されていることから廃止いたします。

続きまして、中野町公園について説明いたします。中野町公園は東住吉区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約0.12ヘクタールの街区公園で、計画区域の全域が未開設となっております。本公園も誘致距離は250メートルで、周辺で既に整備開設している総合公園の百済公園や針中野わくわく公園がございまして、それらの誘致圏域で中野町公園の誘致圏域がカバーできることや、計画区域に隣接する神社やお寺の樹木や空間などで一時避難場所や緑の機能も代替できることから廃止いたします。

続きまして、古堤橋公園について説明いたします。古堤橋公園は城東区にあり、昭和51年2月に都市計画決定している面積約0.11ヘクタールの街区公園で、計画区域の全域が未開設となっております。本公園の誘致距離も250メートルで、すぐ近くに整備開設しております今福南古堤公園などがございまして、それらの誘致圏域で古堤橋公園の誘致圏域がカバーできていることや、誘致圏域内に市立今福小学校や放出小学校があり、災害時の避難場所や空間の機能が代替できることから廃止いたします。

続きまして、中宮公園について説明いたします。中宮公園は旭区にあり、昭和57年8月に都市計画決定している面積約0.11ヘクタールの街区公園で、計画区域の全域が未開設となっております。本公園も誘致距離は250メートルで、周辺の既に整備開設しております江野公園や中宮1公園、生江東公園、生江西公園の誘致圏域で中宮公園の誘致圏域が概ねカバーできることや、誘致圏域内の市立生江小学校や大宮西小学校で災害時の避難場所や空間の機能が代替できることから廃止いたします。

続きまして、矢田北公園について説明いたします。矢田北公園は東住吉区にあり、昭和58年8月に都市計画決定している面積約0.16ヘクタールの街区公園で、計画区域の全域が未開設となっております。本公園も誘致距離は250メートルで、周辺で既に整備開設している矢田南小公園、矢田中公園、矢田西公園の誘致圏域などで矢田北公園の誘致圏域が概ねカバーできていることや、誘致圏域内の市立矢田西中学校や矢田西小学校、矢田南中学校、矢田小学校で災害時の避難場所や空間の機能が代替できることから廃止いたします。

次に、公園・緑地の区域内において既に整備開設している部分や用地取得している部

分で、一定公園機能を確保している場合、事業未着手の民有地部分を削除するなど区域変更する公園・緑地30カ所について、公園種別と公園番号順に説明いたします。

今回、区域変更する公園は鳴野西公園など29公園、緑地は鶴見緑地の1緑地です。

それでは、鳴野西公園について説明いたします。鳴野西公園は城東区にあり、昭和36年12月に都市計画決定している面積約0.15ヘクタールの街区公園です。都市計画区域の変更は、公園として既に整備開設している区域に合わせて区域変更をするもので、現区域内の墓地部分を公園区域から削除し、区域外で公園開設している部分を新たに公園区域に追加いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約0.18ヘクタールとなります。

続きまして、平戸公園について説明いたします。平戸公園は東成区にあり、昭和40年10月に都市計画決定している面積約0.40ヘクタールの街区公園です。既に整備開設している区域で公園機能が確保できることから、民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約0.30ヘクタールとなります。

続きまして、正覚寺公園について説明いたします。正覚寺公園は平野区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約0.61ヘクタールの街区公園です。正覚寺公園で既に整備開設している区域と250メートルの誘致圏域内にある加美柿花公園などの都市公園で必要な公園機能が確保できることから、民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約0.21ヘクタールとなります。

続きまして、今林公園について説明いたします。今林公園は東住吉区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約0.80ヘクタールの街区公園です。既に整備開設している区域で公園機能が確保できることや、墓地部分で緑や空間の機能が代替できることから、墓地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約0.79ヘクタールとなります。

続きまして、加賀屋北公園について説明いたします。加賀屋北公園は住之江区にあり、昭和43年7月に都市計画決定している面積約0.20ヘクタールの街区公園です。加賀屋北公園の既に整備開設している区域と250メートルの誘致圏域内にある北加賀屋東公園などの都市公園で必要な公園機能が確保できることから、民有地部分を公園区域から削除し、公園西側の区域外で開設している部分を公園区域に追加いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約0.10ヘクタールとなります。

続きまして、西横堀公園について説明いたします。西横堀公園は西区及び中央区にあ

り、昭和27年1月に都市計画決定している面積約0.57ヘクタールの街区公園です。西横堀公園の既に整備開設している区域と250メートルの誘致圏域内にある新町北公園や堀江公園で公園機能が確保できることから、民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約0.39ヘクタールとなります。

続きまして、市岡浜公園について説明いたします。市岡浜公園は港区にあり、昭和45年8月に都市計画決定している面積約0.15ヘクタールの街区公園です。市岡浜公園の既に整備開設している区域と250メートルの誘致圏域内にある市岡公園などの都市公園で公園機能が確保できることから、民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約0.10ヘクタールとなります。

続きまして、中津中公園について説明いたします。中津中公園は北区にあり、昭和62年7月に都市計画決定している面積約0.45ヘクタールの街区公園です。区域内外の既に整備開設している区域で公園機能が確保できることから、駐輪場部分を公園区域から削除し、公園北側の区域外で開設している区域を公園区域に追加いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約0.44ヘクタールになります。

続きまして、都島公園について説明いたします。都島公園は都島区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約2.1ヘクタールの近隣公園です。公園として既に整備開設している区域や市民利用されている区域で公園機能が確保できていることから、民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約1.4ヘクタールとなります。

続きまして、諏訪公園について説明いたします。諏訪公園は城東区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約2.5ヘクタールの近隣公園です。諏訪公園については、区域北側の民有地部分を公園区域から削除し、西側の小学校分校跡地の市有地部分を新たに公園区域として追加いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約2.1ヘクタールとなります。

続きまして、神路公園について説明いたします。神路公園は東成区にあり、昭和29年3月に都市計画決定している面積約1.4ヘクタールの近隣公園です。既に整備開設している区域で公園機能が確保でき、また墓地の部分で緑や空間の機能が代替できることから、墓地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約1.3ヘクタールとなります。

続きまして、聖天山公園について説明いたします。聖天山公園は阿倍野区にあり、昭

和27年1月に都市計画決定している面積約2.4ヘクタールの近隣公園です。既に整備開設している区域で公園機能が、またお寺の敷地内で緑や空間の機能が代替できることから、お寺や住宅などの民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約1.6ヘクタールとなります。

続きまして、鳴野公園について説明いたします。鳴野公園は城東区にあり、昭和53年1月に都市計画決定している面積約1.0ヘクタールの近隣公園です。区域内外の既に整備開設している区域で公園機能が確保できることから、北東側の道路部分を公園区域から削除し、公園北側の区域外で開設している区域を追加いたします。なお、鳴野小学校施設部分は公園区域として存続することとします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約1.1ヘクタールとなります。

続きまして、南加賀屋公園について説明いたします。南加賀屋公園は住之江区にあり、平成5年3月に都市計画決定している面積約1.0ヘクタールの近隣公園です。既に整備開設している区域で公園機能が確保できることから、民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約0.8ヘクタールとなります。

続きまして、生玉公園について説明いたします。生玉公園は天王寺区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約4.2ヘクタールの地区公園です。公園区域内外の公園として既に整備開設及び用地取得している区域で公園機能が確保でき、神社やお寺においても緑や空間の機能が代替できることから、社寺など民有地部分を公園区域から削除いたします。また、公園南側の区域外で開設している区域を公園区域に追加いたします。今回の変更により、都市計画公園の面積は約1.9ヘクタールとなります。

続きまして、杭全公園について説明いたします。杭全公園は平野区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約3.3ヘクタールの地区公園です。公園として既に整備開設している区域と神社やお寺、墓地で公園機能や緑、空間の機能が確保できることから、社寺や墓地及び民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約0.7ヘクタールとなります。

続きまして、長池公園について説明いたします。長池公園は阿倍野区及び東住吉区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約7.1ヘクタールの地区公園でございます。整備開設している区域で公園機能が確保できることから、一般の通行に供している道路や民有地部分を公園区域から削除いたします。なお、長池小学校の施設部分は公園区域として存続することとします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約

6.1ヘクタールとなります。

続きまして、泉尾公園について説明いたします。泉尾公園は大正区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約4.7ヘクタールの地区公園です。既に整備開設している区域で公園機能が確保できることから、民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約4.6ヘクタールとなります。

続きまして、東横堀公園について説明いたします。東横堀公園は中央区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約3.0ヘクタールの地区公園です。公園として既に整備開設している区域と河川用地部分で公園機能や公園へのアクセス機能が確保できることから、民有地等の部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約2.8ヘクタールとなります。

続きまして、城北公園について説明いたします。城北公園は旭区及び都島区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約20.8ヘクタールの地区公園です。公園として既に整備開設している区域と河川用地部分とで公園機能が確保できることから、民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約100平方メートル減少しますが、端数処理の結果、約20.8ヘクタールのままとなります。

続きまして、毛馬桜之宮公園について説明いたします。毛馬桜之宮公園は北区と都島区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約32.3ヘクタールの総合公園です。公園区域内の既に整備開設している区域と河川区域で公園機能が確保できることから、民有地部分を公園区域から削除し、区域外で公園開設している部分を公園区域に追加いたします。今回の公園区域の追加や削除とあわせて公園区域の面積を精査した結果、都市計画公園の区域面積は約41.0ヘクタールとなります。

続きまして、百済公園について説明いたします。百済公園は東住吉区及び平野区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約11.4ヘクタールの総合公園です。南北に細長い形状をしておりますので、前のスクリーンでは主に変更箇所を説明いたします。公園として既に整備開設している区域や河川用地部分で公園機能が確保できることから、民有地部分と一般の通行の用に供している道路部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約8.5ヘクタールとなります。

続きまして、長居公園について説明いたします。長居公園は東住吉区、阿倍野区、住吉区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約70.5ヘクタールの運動公園で

す。公園として既に整備開設している区域で公園機能が、またお寺や墓地で緑や空間の機能が代替できることから、お寺や墓地、鉄道事業用地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約65.7ヘクタールとなります。

続きまして、中之島公園について説明いたします。中之島公園は北区及び中央区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約11.5ヘクタールの風致公園です。既に公園として整備開設している区域や河川用地部分で公園機能が確保できることから、民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約11.3ヘクタールとなります。

続きまして、夕陽丘公園について説明いたします。夕陽丘公園は天王寺区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約17.0ヘクタールの風致公園です。今回、公園用地として既に取得している区域や公園として一部開設している部分、また周囲の神社やお寺などの緑や空間で風致公園としての機能が確保できることから、社寺や住宅など民有地部分について公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約1.3ヘクタールとなります。

続きまして、大和川公園について説明いたします。大和川公園は住之江区、住吉区及び東住吉区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約43.8ヘクタールの風致公園です。公園として既に整備開設している区域や河川用地部分などで公園機能が確保できることから、一般の通行に供している道路等の公有地や民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約36.2ヘクタールとなります。

続きまして、大阪城公園について説明いたします。大阪城公園は中央区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約108.7ヘクタールの歴史公園です。公園として既に整備開設している区域や公有地で公園機能が確保できることから、神社部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約106.9ヘクタールとなります。

続きまして、天王寺公園について説明いたします。天王寺公園は天王寺区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約28.2ヘクタールの動植物公園です。既に整備開設している区域で公園機能が確保できることや、お寺や墓地で緑や空間の機能が代替できることから、お寺などの民有地を公園区域から削除いたします。なお、公園北側の区域外で整備開設している部分は公園区域に追加いたします。今回の変更により、都市

計画公園の区域面積は約26.0ヘクタールとなります。

続きまして、帝塚山公園についてご説明いたします。帝塚山公園は住吉区にあり、昭和27年1月に都市計画決定している面積約0.8ヘクタールの歴史公園です。歴史公園は文化遺産や史跡の保護、維持と歴史継承を目的に整備や管理を行うもので、帝塚山古墳部分で歴史公園としての機能が確保でき、また隣接して都市公園の帝塚山小公園もあることから、古墳周囲の民有地部分を公園区域から削除いたします。今回の変更により、都市計画公園の区域面積は約0.3ヘクタールとなります。

最後に、鶴見緑地について説明いたします。鶴見緑地は鶴見区、城東区、旭区及び守口市域にあり、昭和16年12月に都市計画決定している面積約161.9ヘクタールの緑地です。緑地として既に整備開設している区域や用地取得している部分で緑地機能が確保できることや、区域内のお寺などでも緑や空間が代替できることから、お寺などの民有地や一般の通行に供している道路部分を緑地の区域から削除いたします。なお、緑地北側の区域外で整備開設している部分は区域に追加いたします。今回の変更により、都市計画緑地の区域面積は約124.7ヘクタールとなります。

以上が廃止する5公園と区域変更する29公園と1緑地でございますが、今回の公園・緑地の見直しにおきまして、存続するものとしましては淀川区にある近隣公園の加島中央公園、中央区にある歴史公園の難波宮跡公園、住吉区にある街区公園の杉本町公園、平野区にある街区公園の喜連公園の4公園については今後も引き続き計画を存続し、都市計画事業を実施していくこととしております。また、阿倍野区でございます総合公園の桃ヶ池公園につきましては引き続き地元調整に努めることとしております。

次に、今回の公園・緑地の見直しとあわせ、公園担当で策定いたしました「新・大阪市緑の基本計画」に基づいて実施いたします緑の保全策についてご説明いたします。

夕陽丘公園、生玉公園、天王寺公園、杭全公園、聖天山公園においては風致地区内に存在し、市内でもこれまで守られてきた貴重な緑が存在する社寺等が数多くあり、国が示します「風致景観となる緑地を保全する必要のある地区」にも該当することから、「新・大阪市緑の基本計画」の中で都市緑地法に基づく保全配慮地区に設定しております。

具体の取り組みとしましては、保存樹・保存樹林の制度の活用、2番、建築等の許可申請の際の緑の保全協議に加え、3番目、地区内にある社寺等と今後の緑の保全や創出などについて個別に調整し、協定の締結なども含め有効な手法を検討してまいります。

保全配慮地区を指定していないものの貴重な緑が存在するお寺がある鶴見緑地や長居公園においても、保全配慮地区内の社寺等と同様に個別の調整の取り組みを進めてまいります。また、緑の保全創出に向け、花と緑のまちづくり推進基金を積極的に活用するなど民有地を緑の保全や緑化の推進の民間支援に向けた取り組みを進めてまいります。さらに、緑に関する総合的な条例の制定や条例による地区指定など、より効果的な緑の保全につながる手法の検討を公園担当において進めていくこととしております。

次に、都市計画案の縦覧結果についてですが、平成26年1月31日から2月14日にかけて案の縦覧を行いましたところ、1通の意見書がございました。

意見書の要旨は4点ございます。

1点目は、今回の都市計画公園の見直しは都市計画の論理でなく、行財政難や経済効率、合理性の論理が優先している。新たに追加計画決定する案件も当然あり得ると推察されるが、公園計画面積を減らす案件のみ集中して出された今回の変更原案は公平とは言えない。パブコメによる市民意向収集など従来より踏み込んだプロセスを経ているが、市民と都市計画との距離があまりに遠すぎるという内容。

2点目は、CO₂を浄化する緑豊かな都市環境整備が不可欠。ランドデザイン大阪の「みどりを圧倒的に増やす」と整合がとれていない。都市間比較では大阪市自身が公共の責務を十分果たしてきたとは到底言えたものではない。市民協働の維持管理の参画も大いに求められるという内容。

3点目は、うめきた2期の整備にあたっては、圧倒的用地を公園・緑のオープンスペースとして担保するために、緊急に都市計画公園の追加変更決定していただきたいという内容。

4点目は、エコロジーの観点から都市環境計画としての法体系、行政施策、地域活動や市民生活の見直しが必要であり、大阪市からこのような価値観の転換を全国各都市や政府関係省庁にも発信し、リーダーシップを発揮してほしいという内容でございます。

これにつきまして本市の見解は次のとおりでございます。

1件目のご意見に対しては、今回の見直しにおいては長期に事業未着手の都市計画公園・緑地区域について改めて必要性を評価するとともに、公園種別ごとに誘致圏域内における代替機能の評価を行い、都市計画案を策定しております。また、公園・緑地は特に市民生活や市民活動にかかわりが深い都市施設であることから、都市計画案を策定する前に見直し素案を作成し、パブリックコメントだけでなく関係する18区での地元説明

会や、約130の町会への素案の説明及び約1,700世帯の地区内居住者の方々に素案の戸別配布を行うなど、丁寧な周知に努めてまいったところでございます。

2点目のご意見に対しては、本市においてはこれまでに都市公園・緑地983カ所を整備開設し、街路樹も600万本以上植樹するなど都市緑化を推進してまいりました。これまで蓄積した緑の既存ストックを活用しつつ、今後の本市の持続的な成長につながる重点的、戦略的な緑の保全創出を掲げるとともに、これまでの行政主体の緑のまちづくりから、市民、事業者、行政のそれぞれが主体となった緑のまちづくりへと発展させるための仕組みを構築していくこととしております。

3点目のご意見に対しては、うめきた2期区域のまちづくりにつきましては、平成24年9月に設置しました都市再生緊急整備協議会において検討を進めており、その中で防災機能を備えた緑豊かなオープンスペースの確保による高質な都市空間を創出するという方向で今後まちづくりの方針を作成していくことが確認されております。その一環として、今般国内外から広くまちづくりの提案の募集を行ったところ、海外を含む全体で40の提案を頂戴しております。今後、選定された複数の優秀提案の内容を踏まえつつ、防災機能を備えた緑のあり方の検討を重ね、来年度半ばにはまちづくりの方針を作成していきたいと考えております。

4点目のご意見に対しましては、大阪市では緑に関する総合的な計画として、環境エネルギー問題、防災対策、都市魅力の創造など、現在の社会情勢を踏まえながら本市の環境基本計画等の関連計画や施策との整合を図り、今般、新・大阪市緑の基本計画を策定いたしました。今後、本計画で掲げる基本理念「みどりの魅力あふれる大都市・大阪」を実現するため、市民、事業者、行政それぞれが将来像を共有し、今まで以上に連携し、一体となって緑のまちづくり施策を展開していくこととしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○角野会長 ただ今幹事より説明のありました議第202号議案につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、尾上委員、お願いします。

○尾上委員 理由の中にあることについて何点かお聞きします。

必要性や代替性や実現性をそれぞれ評価したとあるんですけれども、実際にはこれ必要といいながら削減を進めると、そういう見直しになっていましてね。そこでちょっと必要性ということについて、その評価、その基準を教えてください。

○角野会長 幹事、お願いします。

○幹事（寺本） 今回の見直しにおきましては、大阪府において策定されております「都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方」というものに沿って評価をさせていただいております。今お尋ねの件は、先ほどご説明いたしましたステップ1の必要性の評価についてということかと存じますが、ここにつきまして、すみません、この1行しか書いておりませんが、この中におきましては、例えば一時避難場所、あるいは延焼遮断帯といった防災性、それからヒートアイランド対策などの環境、住環境の向上に資する景観といった存在効果と言われる部分の評価と、それから遊び場、スポーツ、レクリエーションなどに使うといういわゆる利用効果、それからこの前では媒体効果というので書いてございますが、これは例えば公園を地域のイベントですとか地域コミュニティの場としての効果ということの評価いたしまして、必要性の評価ということにしているところでございます。

以上でございます。

○尾上委員 それで、必要性ということを見ると、やっぱり大阪市の公園面積が市民一人当たり低いということで、目標は市民一人当たり5平方メートルにするというのが前提にあるので、それは必要性でいえばそこを追求しなあかんと思うんですけどね。それで、この目標、将来の目標であるんですけども、いつごろというか、いつまでに達成しようと考えているんでしょうか、お聞きます。

○説明者（久村） 建設局公園緑化部調整課長の久村でございます。

一人当たり公園面積の目標でございますが、具体的な年度は定めておりませんが、長期的ということでございますが、一人当たり5平方メートルということで大阪市のほうで定めさせていただいております。それから、「新・大阪市緑の基本計画」におきましては、目標の計画期間でございます平成37年度末におきまして、都市公園一人当たり約4平方メートルという面積を目標として定めさせていただいております。

以上でございます。

○尾上委員 それで、「新・大阪市緑の基本計画」というのは見せていただきましたけれども、今後の緑のまちづくりを考える上で重要な視点というのが7点書かれておりまして、大変大事な内容がそこでは指摘されていると思うんですね。それで、特に大震災や都市型洪水などへの都市防災へ対応するとか、都市の環境ね。ヒートアイランド問題。こういう問題でいうと、やっぱりゆっくり構えていてはならないと思うんですけども、

こういう視点に立つと、現状維持ではやっぱりだめだと思うんですね。それで、もう一つ聞きたいんですけれども、実現性での評価ですね。実現性の評価では一体どういう物差しでこの評価をしたんでしょうか。お伺いいたします。

○幹事（寺本） 先ほど見ていただきましたステップ3、ステップの最後のところに実現性評価ということで今回の評価で入れさせていただいております。実は必要性につきましては、今回見直しをさせていただきました40カ所の公園についてはこの必要性が極めて低いという判断をされたものは実はございません。全て必要ということでございます。それが次のステップ2のほうに移りまして、先ほど来、各公園ごとにご説明させていただきました誘致圏域ですとか防災機能の代替性などを考慮して判断をしてきているということでございます。そして、最後に実現性の評価につきましては、実は最後にご説明しました存続する5公園の部分がいわゆる次の最終的な実現性という、いわゆる事業費の問題ですとかそういったところにかかってこようかと思いますが、これにつきましても存続するという5公園でございまして、これらについては、実現性はあるということで、実現性の評価の中で実現性がないという評価になったものは実はないというのが現状でございます。

○尾上委員 私がこれ思っているのは、必要性といえればやっぱり市民一人当たり5平方メートルね。これをどう追求するのかと。仮にこれ人口一人当たりでいきますと50年後とか100年後とかこうなると、今の予測では50年後でももう達成する可能性はありますので、自然達成する可能性はあるんですよ。そやから代替性というやつで、先ほども神社とか墓地とかありましたけれども、これも一つも増えないんですよ、結局。そこでかわりをするということなので、そういうときに防災性とか都市環境とかこういう問題では一つも変わらないということになるのではないかというのと、それからそういう公園の計画指定を外れたときに、その周辺の影響の問題とかいろいろあると思うんです。そして、実現性というところで、これはやっぱり単純に私が思っているのは、やっぱり時間的な問題かなと。それは、そういう計画をされたところを買収していく、そういう問題とかも含まれるのか、いろんなことがやっぱりあって、それはしかし大阪全体として見た場合まだまだ緑が少ないというところからね。しかも今回提案されています「新・大阪市緑の基本計画」でいうと、本当に大震災や都市型洪水、都市防災への対応とか自然環境の問題とか、また今度エネルギーの問題、ヒートアイランド問題とか、ほんまにこれ大事なことが全て指摘されていて、ところが最後の二つで都市計画公園・緑地の必

要性や事業のあり方を精査すると。だから、今回この「新・大阪市緑の基本計画」の中
のやってきているのはこの部分で、あり方を検討して減らすと。ただ、現実には、それ
は計画としてはあるけれども、動いていないということですね。動かなかった原因という
のはやっぱりきちっと見なあかんと思うんですね。そういう意味で、今後も緑のまちづ
くりを考える上での重要な視点というこの点に立って、この七つの点に立ってやっぱり
考える必要があるなと思っていますので、今回のこういう必要性といいながら削減をす
るという視点に立っている点で、特に緑を増やす視点が欠如しているという点で、私は
賛成できないということです。

以上で言うておきます。

○角野会長 ほかにご意見、ご質問。

はい、どうぞ。お願いします。

○梅園委員 市会議員の梅園と申します。よろしくお願いします。

先ほどご説明あった中に阿倍野区の桃ヶ池公園というのが出ておりまして、その中で
引き続き地元調整を行うということで説明受けましたが、こちらに関して地元説明が以
前行われてからちょっと動きがないというか、それ以来ちょっと地元の不安の声も上が
っておりまして、今後具体的にどういうスケジュール感で調整されていくのか、動きを
ちょっと教えていただきたいなと思います。また、池の縁が崩れてきているという課題
もありますので、さまざまな意味でも調査は必要かなと私は個人的に思っておりますの
で、どういうスケジュールで動かれるかご説明いただけますでしょうか。

○角野会長 はい、お願いします。

○説明者（久村） 建設局の調整課長の久村でございます。

ただ今お尋ねの点でございますが、桃ヶ池公園におきましては今回都市計画公園への
賛成と反対の多くの意見をいただいております、そういった中には今後の都市公園の
計画だけではなくて、これからの公園の管理から今後の事業についてのご意見もいただ
いたことから、まずこれまでの経過、それから今後の事業の進め方等をきちんと整理を
行いまして、桃ヶ池公園に関する住民の皆様のご理解を得て進めていくことが重要と考
えております。この間の経過を含め、今後の事業の進め方についてしっかり整理、検討
を進めていきたいと考えております。

それから、今のスケジュール感、時期でございますが、そういった経過等をしっかり
整理していきたいと思っております、現時点で少し時期を具体的に申しあげる状況に

ちょっと至っておりませんが、できるだけ早い段階で地元の皆様に状況も踏まえて説明できるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○梅園委員 ありがとうございます。地元にはきっちり説明しながら進めていただければと思いますので、また改めて私からも質問させていただきます。今後よろしくお願いいたします。

○角野会長 ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。

どうぞ。

○大久保委員 すみません、事務局説明の最後の部分についてお伺いしたいんですけども、今後の施策について、民地における緑地の保全と創造に関する幾つかの施策のご説明がございました。これ大変重要な部分であると思うんですけども、基金の活用、それから建築時の事前協議、それから協定の活用とさまざまな施策とともに緑の総合的な条例化の検討ということが一番最後におっしゃられたと思うんですけども、その具体的な検討のスケジュールといたしますか、どういう手法で検討していくのかということについて、もう既に具体的なプロセス、案がございましたらご説明いただければと思います。また、その検討のスコープなんですけれども、緑地の緑の保全だけをターゲットとするのか、あるいは現在ある都市計画公園に関しましても、例えば維持管理における市民参加のあり方とか、都市公園の維持管理も含めたスコープで検討される予定なのか、そのあたりについてももし既に何か決まっていることがございましたらお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○角野会長 それではお答えいただけますか。

○説明者（久村） 建設局の調整課長の久村でございます。

緑に関する総合的な条例に関するお尋ねでございます。本市では、昨年11月に今後の大阪市の公園緑化のあり方を示します「新・大阪市緑の基本計画」を策定しておりまして、その中で今後の市民共通の財産である緑を社会全体で守り育てていくための緑に関する総合的な条例の創設を検討することとさせていただいております。具体的なスケジュールにつきましては今後でございますが、今後の市内の貴重な緑を保全していくためには長期的な視点でより効果的な緑の保全につなげていくことが重要であると考えておりまして、地権者をはじめとした市民の皆様と協働、さらには市民の皆様が主体となって緑の保全に努めていただけるような仕組みをつくることが重要と考えております。

ちなみに参考まででございますが、他都市における緑の保全創出に係る条例の事例としましては、例えばでございますが仙台市が策定している杜の都の環境をつくる条例などがございますが、その中では、緑の保全に関し土地所有者のご理解、ご協力のもとで保存緑地の指定、そこでの市民、行政等の責務、役割、建築行為等の届け出義務、緑地の適切な維持管理等の内容が盛り込まれております。

本市におきましても、緑を保有している市民の方々の意見を十分お聞きするなど丁寧な対応を行いまして、長期的な視点から市民の方と行政が一体となったより効果的な緑の保全につなげていくような条例を検討していきたいと思っております。

ちょっと具体的な時期につきましては今後の検討で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大久保委員 ご説明ありがとうございました。結構でございます。これは行政だけで都市計画公園を整備して緑地を確保していくということには限界があると思われまますので、もちろん都市計画公園をきちんと維持管理、あるいは整備していくことも重要ではございますけれども、同時に市民の中で緑地を自ら創造していくことに関して意欲を持っている人たちもたくさんおられると思いますので、そのような意欲をどのように増進していけるかということにつきまして、ぜひ積極的な施策を検討して条例化を具体的に進めていただければと思います。これは意見でございます。

以上です。

○角野会長 ありがとうございます。

ほかにご意見。

上甫木委員。

○上甫木委員 今の意見と非常に類することだったんですけれども、私もちょっと意見として申しあげておきたいんですけれども、今回の現状の計画決定の見直しというのは緑地配置を整えるということで、一定評価できるんじゃないかなと。確かに緑の利用であるとか、さらに加えて質のアップというんですかね、そういうことをやっぱり同時に考えておかないといけないと。これから緑の総合的な条例という中で、意見あったように、やはり市民とともに考えていくというのが非常に重要な話ですので、やはりきめ細かな保全とかあるいは復元の目標像をぜひ行政と所有者との間で持っていただきたい。それが多分緑地の継続性であるとか担保であるとかということにもつながると思いますので、ぜひ管理計画みたいなものを共有化するようなことを含めるような方向でお考えいただ

けたらうまいんじゃないかなと思います。当然それに対しては、現状のいろんな緑地の保全に対して助成はやられているんですけども、面積であるとか内容であるとかもう少しきめ細かなことであるとか、さらには保全だけでなく新たに緑化というか緑を還元していくという、そういうことに対してもより積極的な取り組みをしていただきたいと思います。特に夕陽丘とかそういうところのことがありましたけれども、生態的なインフラというんですかね、基盤として非常に重要な意味を持っていますので、生物多様性といったようなそういう軸も踏まえながらぜひお考えいただけたらありがたいなと思います。意見として申し上げます。

○角野会長 どうもありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

はい、どうぞ。長町委員。

○長町委員 本日の議題については、内容は結構かと思うんですけども、意見を少しだけ述べさせていただきたいと思います。

公園の見直しということで、緑の価値ということで見直すということなんですけれども、公園の価値が以前の緑、あるいは安全、避難、そういったことのみではなく、例えば都市の中でにぎわいをつくったり人々が集まってコミュニティの何かを行ったりとか、多様な価値を公園が持っていることが広く世界で一般的に増えていると思うんですね。そういう意味で、緑の分量だけでなく、例えば既にある公園と隣接する公園の場所があったとしたら、お互いの公園の中でのそれぞれの役割とか、あるいは今回代替地があって、きょう示された赤い地区と黄色い地区を入れかえて、赤い地区を今後公園にしていきたいと思いますとかいうことをやっていく流れの中で、単に緑の分量という発想だけではない有効な活用みたいなことを、先ほどの先生方の話と類似するんですけども、地域の方とかとも話しながら活用できる、そういったことを意識していただいて区画の設定というのをやっていけたらいいんじゃないかなと思います。意見です。

以上です。

○角野会長 ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。

ないようですので、意見、質問は打ち切ります。

先ほどのご意見の中で、この議第202号議案については異議ありとのご意見もありましたので、これについては採決いたします。

議第202号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○角野会長 挙手多数でございますので、議第202号議案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の審議は終了いたしました。本日決議をいただきました案件につきましては直ちに必要な手続きを行わせてます。

引き続きまして報告案件を受けてまいります。報告案件、大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案、東部大阪都市計画道路の変更につきまして幹事から報告をお願いします。

○幹事（寺本） それでは、私のほうから東部大阪都市計画道路の変更につきましてご報告を申しあげます。

東部大阪都市計画道路渋川放出線、大阪枚岡線につきましては、東部大阪都市計画として大阪府知事により都市計画決定されるものでございまして、本審議会において審議されるものではございませんが、路線の一部が本市域にかかってございますことから、事前に本審議会にご報告をするものでございます。

前のスクリーンをご覧いただきたいと思います。

大阪府におきまして、平成23年3月に都市計画道路見直しの基本方針が策定されまして、府下の各市を対象に順次見直しが進められているところでございます。本案件は東大阪市に関連します東部大阪都市計画道路3・3・227-9号渋川放出線並びに3・3・227-10号大阪枚岡線の一部廃止に関するものでございます。

渋川放出線につきましては、起点を東大阪市渋川町三丁目付近、終点を大阪市鶴見区今津南一丁目付近とする延長約5,020メートル、4車線、幅員25メートルの路線でございます。今回廃止いたします中央大通から北側の約1,120メートルの区間、そのほとんどが東大阪市域でございますけれども、本市に関連する区域としまして鶴見区今津南一丁目、放出東三丁目並びに城東区の諏訪一丁目、二丁目、三丁目の一部がございます。大阪府では、計画の必要性等を評価した結果、並行する内環状線で南北方向の広域的な交通処理が可能であることなどを理由に廃止するものでございます。

なお、渋川放出線の北側にございました大阪都市計画道路鶴見放出線につきましては、本審議会の議をいただきまして、25年4月に廃止をしております、大阪府の廃止案と整合しているところでございます。

次に、大阪枚岡線につきましては、起点を大阪市東成区深江南二丁目付近、終点を東大阪市立花町付近とする延長約8,660メートル、4車線、幅員27メートルの路線でござ

います。今回、大阪中央環状線から大阪外環状線までの区間を存続とし、それ以外については廃止しようとするものでございます。このうち本市に関連する区域といたしまして、東成区大今里南六丁目、深江南二丁目及び深江南三丁目の一部を含む内環状線から東大阪市域境界までの延長約460メートルの区間が本市域の関連するところでございます。既に幅員24メートルで完成しておりますが、27メートルに拡幅する計画を廃止するものでございます。大阪府では、計画の必要性等を評価した結果、現道で交通処理が可能ということなどを理由に廃止するものでございます。

なお、内環状線から西の大阪市側、大阪都市計画道路九条深江線につきましては、これも同じく本審議会の議をいただきまして平成24年4月に拡幅を取りやめ、現道24メートルで完成とさせていただいております。大阪府の廃止案と整合しているところでございます。

この渋川放出線並びに大阪枚岡線の都市計画変更につきましては、本年7月ごろの大阪府都市計画審議会で審議される予定と聞いている案件でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○角野会長　ただ今の報告案件につきましては本審議会の議案ではありませんけれども、何かご質問がありましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますね。

それでは、これで審議会閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会　午後6時04分

大阪市都市計画審議会委員　長　町　志　穂　㊟

大阪市都市計画審議会委員　八　尾　　　進　㊟